

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

令和5年12月25日

1 業務概要

(1) 件名

世田谷区ヤングケアラー等支援基盤強化事業の業務委託

(2) 履行期間

令和6年4月1日～令和11年3月31日

(契約は単年度ごとに締結し、各年度において本契約に係る予算の配当があること及び履行実績が良好であることを契約締結の条件とする。)

(3) 業務内容

世田谷区におけるヤングケアラー・若者ケアラー支援の基盤強化を図っていくため、LINEを活用した相談窓口の開設・運営、ヤングケアラーコーディネーター業務の実施により、当事者とその家族に対する個別の相談対応や、教育・福祉・介護・医療・地域の支援団体等との綿密な連携の促進等、早期に必要な支援につながる環境づくりを行うこと。なお、業務内容の詳細は説明書等を参照すること。

2 参加資格

次に掲げる条件を全て満たす法人であること。

(1) 東京都内に事業所がある法人

(2) 令和2年度以降、当事者への支援経験があり、他自治体で同様の業務を受託した実績を有していること。

(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

(4) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(5) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更正手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。

(6) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、資格の確認のみを行う。

4 スケジュール

・説明書交付期間	令和5年12月25日（月）～令和6年1月15日（月）
・参加表明書の受領期限	令和6年 1月15日（月）正午
・招請通知発送	1月18日（木）
・質問提出期限	1月29日（月）正午
・質問回答	1月31日（水）
・提案書受領期限	2月15日（木）正午
・書類審査期間	2月19日（月）～3月4日（月）

- ・ヒアリング審査 3月中旬予定
- ・結果通知 3月下旬予定

5 選定方法について

本公募では、学識経験者を含む選定委員会を設置し、選定委員全員の審査・採点の合計点数が最も高い事業者を選定する。審査は「書類審査（一次審査）」「ヒアリング審査（二次審査）」の二段階で評価基準に基づき行う。審査の結果、採点の合計点数が一定の基準に達する事業者が無い場合は、選定事業者なしとする場合がある。また、選定された事業者による事業の実施が困難となった場合は、次点の事業者を選定事業者として決定することがある。なお、点数が同点となった場合には、選定委員による多数決で順位を決定する。

(1) 書類審査（一次審査）

提出された提案書に基づく審査を行い、上位3事業者を選抜する。

○書類審査期間：令和6年2月19日（月）～3月4日（月）

○審査結果通知：本公募に応募したすべての事業者へ郵送にて通知する。

(2) ヒアリング審査（二次審査）

書類審査を通過した上位3事業者を対象にヒアリングによる二次審査を行う（1事業者20分程度）。ヒアリング審査の実施時間等の詳細は、書類審査の結果通知にあわせて連絡する。

(3) 選定結果

①選定結果の通知（3月下旬予定）

ヒアリング審査の対象となった全応募者に対して郵送する。なお、参加資格を満たしていないことが判明した場合、提出書類の評価は一切行わない。

②選定結果の公表

選定結果については、応募者数、選定事業者の法人名称、所在地及び提案書を指定した理由（審査経過等）を世田谷区ホームページに公表する。選定事業者以外（次点の事業者を含む）の法人名称、応募内容等は公表しない。

6 提案書を特定するための評価基準

- (1) 世田谷区及び国のヤングケアラー支援施策の理解度および課題の認識度
- (2) 事業実施内容の充実度及び履行の信頼度
- (3) 事業実施体制（業務責任者及び業務担当者の経験や資格、配置人材及び人材育成、区との連絡体制等）
- (4) 運営に要する見積経費の妥当性
- (5) 準備期間におけるスケジュールの具体性
- (6) ヒアリングでの説明内容の明確性、的確性
- (7) その他（個人情報保護、事故防止、苦情処理の対策等）

7 手続き等

(1) 本件担当

子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当 平田・島・青木
所在地：〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区役所第1庁舎5階55番窓口

電話：03-5432-2406 FAX：03-5432-3081

電子メールアドレス：SEA02413@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書の交付期間、場所および方法

期 間：令和5年12月25日（月）～令和6年1月15日（月）

場 所：上記「本件担当」記載の所在地・窓口

方 法：上記（1）での手渡しまたはホームページからのダウンロード。なお、土日・祝日はホームページのみとする。

世田谷区ホームページ（[目次から探す](#)→[区政情報](#)→[契約・入札情報](#)→[発注情報](#)→[現在実施中のプロポーザル情報](#) ※ページ番号「207209」）からダウンロード

(3) 参加表明書の提出期限、提出先及び方法

期 限：令和6年1月15日（月）正午必着

場 所：上記「本件担当」記載の所在地・窓口

方 法：持参または郵送（郵送の場合は、簡易書留又はレターパックに限る）

(4) 提案書の受領期限、提出先及び提出方法

期 限：令和6年2月15日（木）正午必着

場 所：上記「本件担当」記載の所在地・窓口

方 法：持参又は郵送。（持参の場合は、提出前日までに連絡すること。郵送の場合は、簡易書留又はレターパックに限る）

8 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 審査により選定された事業者と提案内容をもとに随意契約を締結し、区と選定事業者の双方で契約書の作成を行う。

(3) 契約保証金は免除とする。

(4) 本公募に関して作成した書類等の著作権は、応募者に帰属する。ただし、区は、事業者決定の公表等で必要な場合には、応募者が作成した書類の内容を無償で使用できるものとする。なお、提出書類は理由の如何を問わず返却しない。

(5) 区は、この案件に参加を表明したもの及び提案書を提出したものの商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することが出来る。

(6) 本公募に参加するために必要となる書類作成費、交通費、通信費等、一切の費用は応募者の負担とする。

(7) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記7（1）と同じ。

(8) 参加表明書及び提案書は、それぞれの提出期間を経過した後は、応募者からの申し出による書類の修正、差し替え、追加、撤回等は一切認められない。また、提出書類の記載事項に虚偽があることが判明した場合は、失格とする。

(9) 区が必要と認める場合は、追加書類の提出や、記載内容についての説明を求めることがある。

(10) 本プロポーザルは事業者の選定のみを目的とし、区は契約の際、提案書の内容に拘束されないものとする。

(11) 詳細は説明書による。